

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年8月2日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 農林課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成29年6月13日～6月27日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 補助金関係について、補助金等交付指令書の原本が申請者へ交付されていないものがあつたため、補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理に努めること。</p>	<p>1. 事実関係を確認した結果、一部の交付決定通知書の送付を失念していたものと判明した。 措置としては、早急に当該決定通知書を送付するとともに、課内ミーティング等で補助金等交付規則に基づき適正な事務処理に当たるよう指示し、再発防止に努める。</p>